

平成30年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(67日目)

平成30年10月25日(木)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第64号 平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定  
について
- 第 2 議案第65号 平成29年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分  
及び決算認定について
- 第 3 議案第66号 平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の  
決算認定について
- 第 4 議案第72号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第73号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 6 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 7 議案第75号 損害賠償の額を定めることについて
- 第 8 閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君

- 1 1 番 酒 井 和 美 君
- 1 2 番 酒 井 秀 和 君
- 1 3 番 朝 井 征 一 郎 君
- 1 4 番 江 守 勲 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

|               |           |
|---------------|-----------|
| 副 町 長         | 平 野 信 二 君 |
| 教 育 長         | 室 秀 典 君   |
| 消 防 長         | 朝 日 光 彦 君 |
| 総 務 課 長       | 山 田 孝 明 君 |
| 財 政 課 長       | 山 口 真 君   |
| 総 合 政 策 課 長   | 平 林 竜 一 君 |
| 会 計 課 長       | 酒 井 宏 明 君 |
| 税 務 課 長       | 歸 山 英 孝 君 |
| 住 民 生 活 課 長   | 佐々木 利 夫 君 |
| 福 祉 保 健 課 長   | 木 村 勇 樹 君 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 吉 川 貞 夫 君 |
| 農 林 課 長       | 野 崎 俊 也 君 |
| 商 工 観 光 課 長   | 清 水 和 仁 君 |
| 建 設 課 長 補 佐   | 山 口 健 二 君 |
| 上 下 水 道 課 長   | 原 武 史 君   |
| 上 志 比 支 所 長   | 森 近 秀 之 君 |
| 学 校 教 育 課 長   | 清 水 昭 博 君 |
| 生 涯 学 習 課 長   | 坂 下 和 夫 君 |
| 国 体 推 進 課 長   | 家 根 孝 二 君 |

6 会議のために出席した事務局職員

|               |             |
|---------------|-------------|
| 議 会 事 務 局 長   | 川 上 昇 司 君   |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 宇 野 美 智 子 君 |
| 議 会 事 務 局 書 記 | 竹 内 啓 二 君   |

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに67日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

本定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

本日の日程ですが、お手元に配付の議事日程表により議事を進めてまいります。ご協力のほど、よろしく申し上げます。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第64号 平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第64号、平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についてを議題とします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

なお、事前に理事者より示された第2審議での指摘事項の回答を配付してありますので、よろしく願いいたします。

議案第64号、平成29年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私の2017年度（平成29年度）決算への態度ですが、この決算を見てみますと、町民にとって必要な事業のあることは当然認めます。内容として前進したこともあると思います。そういうことは率直に認めますけれども、全体として、私、何点か問題点を指摘したいと思います。

1つは、公共施設のあり方です。

その中で、何点かあるんですが、一つはニンキー体育館。土あり室内運動場として利活用というのはどうか。それは、旧村としての体育館は小学校体育館があります。それに人口がやっぱり余り多くない。そういうところでこれまで、いわゆる撤去というような方針のもとであったところで、第2体育館が本当に必要なのかどうか。こういう点を考えると、私は、再整備は町として放棄すべき方向を選ぶべきだったと思っています。

さらに、松岡公民館の耐震、また大規模改修の問題です。これもニンキー体育館と同様で、近くにえい坊館という、ある意味、類似施設をつくっているわけです。私は当時から、2つを一緒にすることも含めて考えられないかということを書いていました。施設を1つで管理するのと2つで管理するのでは大きな違いも出てくると私は思っています。さらに、2つを一緒にすれば利活用の面でも利便性がさらに向上することを考えると、もっと考えるべきではなかったのか。それは、いわゆる県の補助金等をもたらす中の事業ですからなかなかという話もありましたが、そういうところは大きな決断が必要ではないかと思っています。

公共施設のあり方、3つ目です。という点では、この年度の意味は大きいと思っています。特に幼稚園、幼児園の施設再編の問題ですけれども、具体的にはことしから動き出していますけれども、この年度での一歩がそういう方向性を示したものだと思っています。問題は国が示せということなので、取り組む方向性を示したものだということも確かにあると思います。しかし、住民というか、再編の論議を進めるに当たって、答申を求める委員会に対して、町としての方向性や考えも示さずに答申を求めるやり方、これはやっぱりそこに参加する住民にとっても負担が大きいと思いますし、行政の進め方としては、言葉は悪いですが、ずるいなと思っています。また、保育園の民営化の方向性についても、行政の姿勢一つで保護者やそこで働く保育士さんに大きな安心を保証できる、こういう点でも一歩見えなかったのは、私は寂しいと思っています。

2つ目の反対点ですが、本町の議員の側には政治倫理条例というのがあります。

しかし、職員、つまり行政の運営の側には倫理規程というのが具体的にはないわけですね。いわゆる公務員の政治倫理というのは当然のことだという話もありますが、私はこれ大事だと思っています。議員の身内の採用や職員の身内の、結果、複数採用への姿勢など、行政の側から正していくというのが、方向性としては質問をしましたがけれども見られなかった、ここも大きいと思っています。

大きな3つ目です。行政運営の点でもう1点、いわゆる事務組合、こしの国の幕引きの問題です。

こしの国は、その会計の中のいわゆる起債を操作することによって、本町会計の公債費率の引き下げという過ちを行っていました。これを正したのが今の町長で、これは率直に評価しますが、問題なのは、この問題は根が深いと思っています。つまり、行政が会計上の問題点、操作をすることで問題点を隠そうとすれば、議会ばかりか監査も含めて隠し通せるということもあり得るということです。まだケーブルテレビの移譲の問題で、覚書を含め履行されていない段階でのいわゆる幕引きというのは、事務組合のあり方としても私は問題が大きいと思っています。行政、年度の区切りや人事にかかわることでもあるということを行うとしたら、これは論外だと私は思っています。

つまり、問題があった会計だからこそ、特別会計も含め今後このことを考えると、私はおかしい点を解決してきたその体制の中でこそ、二度とそれが行われないようにする、そういう制度を考えること、担当する事務組合、事務局として、それを管轄する行政の仕事だと思っています。気のついた職員がいる間にこそ、二度とそういうことが起こらないように開口を行ったということこそ、その事務組合が存続しているうちに示すべきではないのか。そういう意味では、こしの国の幕引きとなったことは寂しいと思いますし、この会計の決算についても認められないということを指摘しておきます。

大きい4つ目です。財産の処分の問題です。

これはたびたび言ってきましたが、約1億円で買った土地を4分の1で売却すると、会計上の報告はない。そういう行い方は、やはり行政としてどうなのかなと。繰り返し指摘したので、この内容についてはここでは触れないということにしておきます。

5つ目、小さい予算なんです、僕は大きい問題やと思っているのが自衛隊事務の扱いです。

今の自衛隊の性格が変えられてきました、この近年。安全なはずのイラクへの

派遣というのもありましたが、イラクに派遣された自衛隊員は延べ6,500人と言われていました。この4月までにその中の40人以上が、帰ってきてから自殺されています。戦争ができて以降、アメリカの起こした戦争に派遣できるようにというように性格が変わってきた。もし派遣された先で、町紹介で入隊した本町出身の隊員が戦死でもしたらどうなるのか、戦闘に巻き込まれて亡くなったらどうなるのか。まさに入隊に協力すべきではないし、町長は協力会の会長はやめるべきだと私は思っています。

6つ目です。指定管理のあり方。

その管理料のチェックの問題も含めてですが、これはたびたび論議されてきました。ただ、温泉の問題では、29年度の決算はまだ議会には示されていません。数々の問題があるのではないかと私たちは考えています。そういう点、もっと専門的にこの分野、管理する担当を決めて進めるべきではないかということも含めて指摘しておきたいと思います。

最後に、教育の問題ですが、就学援助。

本町の回答は、余りにも紋切り型過ぎるのではないか。調査が難しい、困難だからやらないというのは、全国のいろんな自治体が努力して、やっぱり性格、趣旨に合った方向でこういう資金援助が活用されるようにしているということを考えると、そういう方向こそ行政は示すべきではないかと私は思っています。

等の理由により、私は、29年度一般会計の予算に反対するものです。

さらに、国保会計については、やはり国保料金が大幅に引き上がりました。この年度の引き上げはかなり大きい。それまで町が、いわゆる法定外繰り入れ、一般会計の支援、これをしてきたことについては率直に評価したいと思います。本町は、近くに大きな大学病院があることから医療費が高くなるとはよく言われていますけれども、そういう中でも大幅な公共料金の値上げ、この年はたしか1人当たり1万円近く上がっていたと思いますけれども、これらはちょっと問題ではないかと思う点から、国保特別会計には反対です。

さらに、後期高齢者医療制度ですが、ここでも国のやり方として、いわゆる高齢者の負担をふやしてきています。これは以前の1980年代から90年初めにかけての高齢者の医療費無料化という中での制度から見ると雲泥の差がありますし、国のいわゆる負担金をもっとふやすことによって、こういうことはきちっと解決できるものだと思います。特に、年金がどんどん減らされる中で、高齢者にあってはその年金も、国民年金などは非常に少ない中での生活です。そうい

う意味では、そういう負担増は認められないということを指摘しておきます。

3つ目、介護保険特別会計ですが、これも国の制度ですけれども、確かにこの間、療養給付費の負担が町としても若干下がりぎみ傾向にあると見ています。それは国の抑制政策が一定の傾向を示しているということにも言えるんですが、そういうことを考えると、結構基金もありますし繰越金もあります。これを考えると、やはりそれをもっとその、いわゆる保険者に対して還元することを優先的に考えるべきではないかという立場から反対していきます。

最後ですが、こしの国の問題は、先ほど言いましたその理由により認められないという立場をとっておきますので、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、中村君。

○3番（中村勘太郎君） 賛成の立場から発言をお願いします。

まず、1つ目の行政において公民館運営とか生涯学習、公共施設のあり方について述べられました。

まず、1点目のニンキー体育館、第2体育館、高齢者。これについては、地元住民が求めてやまない健康の施設の、そこで皆さんが集結して和気あいあいと語る場を自分たちで賛同して行政にお願いし、作り上げたものだというので、この施設の運営については、土がどうのこうの、施設の云々、外縁がどうのこうのというのは、これから自分たちで提案をし、やっていくべきだというふうにも考えております。自分たちの手で作り上げていくと、楽しく集っていただくということで、私はそれでよかったのではないかなというふうに思います。

また、公民館とえい坊館の合体ですけれども、これについても、やはりえい坊館は、今見てのとおり、あの立場の建物で、従来、旧松岡町の役場の施設をそのようにして面影を残し再編させていただいたと。県の協力もあって、町が一つ未来永劫、また、この周辺の公園とかそういった、どういうんですかね、そういう施設施設の点と点を結んで有意義に活用できるような建物だということで、地域の方々に今も喜んでおられるということを確認しております。また、公民館についても、これからの公民館活動等々においてここが活かされる場に、まだまだ従来以上にこれから将来に向けて反映していくというふうに思っているところでございます。

また、幼児・幼稚園の施設再編につきましては、これは町の方向性を示さないまま、卑怯だというふうなことをおっしゃってございましたけれども、これはとに

かく住民たちの手によって、考えによって、どちらに向け、方向性をしたほうが、子どもたちにとっていかに生かされた教育ができるかということを実感される方が、行政が机の上で考えるのではなく、やはりそういった住民の方々の子どものたちの思いを込めた討論会、いい議論をしていただいて、将来に向けた討議をしていただければというふうに思っているところでございます。

また、大きい2点目の倫理規程。

これにつきましては、議員も職員も、職員におきましては、今までの行政の縛りということではないですけれども、きちんと私らは評価しておるところでございます。何ら問題はないというふうに思っておるところでございます。

また、大きい3番目のこしの国閉鎖に伴う課題、行政の会計上の問題、課題についてもされておりましたけれども。

これにつきましては、さきの、ちょっと私もわからないところがあるんですけれども、わからないというのは、前こしの国組合議会議員の方がこのようにおっしゃってるということが、私はまず腑に落ちないと。そこで組合議会の方々が、議員の方が福井市の議員とこういう組合で語ってこの解決をされたというように踏まえて、順を追って今この現状にあるということを私は重く重んじたいと。議論し合って採決まで至ってる、そしてまた、またまた各説明が足りないということで、また新たに行政に対して説明を求めて再度再度説明を受けているにもかかわらずこういうふうなことをおっしゃってることは私はちょっと理解できないということですが、この課題については、行政からそういうふうに説明を受けて、再度再度説明を受けております。各議員の方々におかれましても、本当に理解しておられるというふうに思っておるところでございます。

次に、土地改修でございますけれども、これは旧時代と現時点での評価、そういったものを踏まえて、そのように行政の方は踏まれたんだというふうに確信しております。

また、自衛隊のことにつきましては、これは我々云々というよりも、住民の方々にそれを周知していただいて、たくさんの方々が、また自衛隊、国を守るということを理解していただく意味でも、やはりそういった行政においてそういう方向の、自衛隊募集というようなことにつきましても、そういうような書面は置くべきではないかというふうに思っておるところでございます。

また、最後に、就学援助活用について。

それにつきましては、さきにそういった方々を掌握して、行政が提案してその

方々に振る舞うというんですか、施す。そうしたほうがいいのは、いいとは思いますが、やはりそれをするに当たって、かなりの行政の負担がかかる、また課題がかかる。また、あわせて保護者の方々にもそういった問題が、まだまだ解決されていないところが詰めてないというふうなことの課題も大事であるというふうなことから、今の提案につきましては私は今述べたとおりでございます。

この決算については、議員全員による決算委員会において、今のとおり、私は十分審議したものであり、賛成の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私は、この決算認定に当たり一言申しつけないかと思っております。

この29年度の決算、町民にとって必要な決算の内容であり、また執行に当たっては全てが悪いと言っているわけではないと思っておりますし、認定に当たりの後で提出する提言によりまして今後の改善が図られるものというふうに期待している一人であります。

しかしながら、健康福祉施設の指定管理のことであります。

これは当初からいろいろ課題があったかと思っておりますし、利用者が当初の計画より倍近く、29年度は1万人減ったといえども9万人以上の利用者がある。その中において、その利益還元についてですが、当初の指定管理者の申し出の中にも、利益があった場合は町に還元するという内容があります。いろんなことを考えても、その利益還元がされてないということに関しては非常に遺憾であります。

また、そういう面を考えると、今後の指定管理料の改善、また今言いました利益還元、そして今後リニューアルをしていく上でのいろんな予算の、例えばそれについての基金を積むとかそういうことの提言をやるしてきたつもりですが、まだ今に至っても、これに対して対応が、策が見えてないということもありますので、この1点についてありますので、認定については異論を唱えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 平成29年度、約300名近い職員が一々こつこつやってきた事業成果を、64日間かけて議会は審議をしてまいりました。その中で、第

2 審議でさまざまな指摘をし、そして最終的には、後ほど述べます 9 項目の指摘をさせていただきます。

職員の皆さんの努力も評価をしながら、まだまだ足りないところを指摘をさせていただきますが、決算については大きく反対するというような要因は特に見つからなかったと、議会の審議の中ではそのように理解をしておりますので、私は決算については賛成、承認をしていきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第 6 4 号、平成 2 9 年度永平寺町一般会計及び特別会計の決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり認定されました。

次に……。

（「ちょっと、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前 1 0 時 2 7 分 休憩）

---

（午前 1 0 時 2 8 分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

3 番、中村君より発言を求められております。

3 番、中村君。

○3 番（中村勘太郎君） 先ほどの賛成討論のことで不適切な発言がありましたことをおわび申し上げまして、削除をしていただきたいと。

就学援助のことで、振る舞うとか、または施すとか、こういったことについて二言（ふたこと）、二言（にごん）削除させていただければ。

ありがとうございます。

～日程第 2 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第2、議案第65号、平成29年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定についてを議題とします。

第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

なお、事前に理事者より示された第2審議での指摘事項の回答を配付してありますので、よろしくお願いいたします。

議案第65号、平成29年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第65号、平成29年度永平寺町上水道事業会計の資本剰余金処分及び決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（江守 勲君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第66号 平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、議案第66号、平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定についてを議題とします。

第3審議を行い、自由討議、討論を行い、採決します。

なお、事前に理事者より示された第2審議での指摘事項の回答を配付してありますので、よろしくお願いいたします。

議案第66号、平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定について、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) こしの国広域事務組合CATV事業会計決算認定の問題ですけども、理由については、先ほど一般会計のところでも言わせていただきました。やはり気がついたときにきちっとしておくべきだということ。

もう一つ私が言いたいのは、こういう事務組合とか、いわゆる直接、議会が一般会計とか単純な特別会計のように中身まで踏み込めない点での問題ですから、ここは大事です。

例えば指定管理なんかでも、直接踏み込めないところでまだ、今、温泉の問題で決算書が事業者から出てないというような問題もあります。これが大きな問題になったのが、いわゆる夕張の問題です。ほとんど内容を示さずに、そこで隠されていた起債償還の問題でのいろんな先送りの問題やいろんな密約から出てきた大きな負債が、問題になったときに初めて出てくるということなどがあって、市の財政そのものが破綻したという経験がありますから、そういう意味では、気がついたときにきちっと正していく、そういうことを本当にやってほしかった。それは正してきたことについては、本当にこれは正解で、正当な道を踏んできた、私はそれはちっとも異論を言うところではございませんので、気がついたときに、気がついた人たちが、それがもう二度と起こらないようなきちっとした制度をつくってこなかったことについて、やっぱり一言言っておきたいと思っています。

そのことで反対の理由とさせていただきます。

○議長(江守 勲君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、奥野君。

○7番(奥野正司君) こしの国の事業の決算につきましては、先ほどの討論にもございましたが、途中で、返済額といいますか、公債の投入した分の各年度への計上の仕方について、誤りといいますか先送りの部分がありました。それを今、現町長になってからご指摘をさせていただいて、それを正されたわけですね。そしてなおかつ、通信放送技術の進歩といいますか、どんどん規格、技術が向上してきます。それに対応する投資をしていくためには、この先、やはり何億円、1億、2億の話じゃなくして、二桁の10億、20億という費用の計上が予想されたとい

うことをごさいますて、その件については議会へも、またこしの国議会でも、ちゃんと理事者側が説明をされていました。そのときにこしの国議会へ参加してまず永平寺町からの議員も、また福井市の議員もそれを聞いて了としたわけでごさいます。この正したことにより、これから先、膨れ上がる永平寺町の債務を防止して、今ここで民間移譲をしたということは、我々町民に、将来発生する大きな債務を軽減するものであり、決して間違っているものではないというふうに思います。

この件について、何ら閉鎖的といいますか、説明しなかったわけでもございせんし、こしの国議会、それから本町議会の議員に対しても、行政の側から説明を受けています。

そういうことをもちまして、私はこの決算認定について賛成といたします。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第66号、平成29年度こしの国広域事務組合CATV事業会計の決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（江守 勲君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり認定されました。

なお、議案第64号から議案第66号の決算認定に当たり、

1つ、現状のパブリックコメントだけでは、町民の意見収集が十分できていないため、パブリックコメント以外の手段も考え、民意吸収に努めること。

2つ、コミュニティバスの利用促進は、利用弱者の利便性の向上など町民の利用者数をふやすべき取り組みを行うこと。

3つ、空き家等の対策については、調査データをもとに空き家情報バンクへの登録を促進し、利活用を図ること。また、近隣住民に立場に立って、随時、空き家等対策検討委員会を開催し、補助対象空き家とするかどうかの判断を急ぐこと。

4つ、自動走行実証実験について、今後の実用化に向けた実用化事業の方向性を示し、町民にその内容を周知するように。

5つ、宅地造成候補地選定調査業務で選定した候補地について、その中でも人口の少ない地域においては、小規模宅地事業を行政が行うべき。

6つ、一般廃棄物等のごみの減量化については、事業者施設での回収やPRや啓発のみならず具体策を立て取り組むこと。

7つ、健康福祉施設の指定管理に関して、事業報告において本部経費の根拠を示すこと。

8つ、教育奨励金、就学援助の支給時期等については、他の自治体の事例を学び研究し、今後、本町においても前向きに対処すること。

9つ、公民館利用者数の減少について、その原因と課題を分析し、新しい発想も組み入れ、幅広い世代が活用できる公民館活動に取り組んでほしい。

以上、9点について、議会として申し添えます。

なお、行政からの回答につきましては、議会としておおむね理解はできましたが、今後、さらなるまちづくりに生かしていただきますよう提言いたしますので、よろしくお願いいたします。

～日程第4 議案第72号 平成30年度永平寺町一般会計補正予算について～  
○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、議案第72号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程いただきました議案第72号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての提案理由のご説明を申し上げます。

総務費におきましては、台風20号及び21号の影響により発生しました物損事故3件に係る損害賠償金を計上しております。

教育費におきましては、各小中学校の防犯システムを補完するために、防犯カメラ設置工事の費用を計上しております。

これらにより、一般会計補正予算の総額は227万5,000円となった次第でございます。

これら歳出の財源となります歳入では、保険金及び基金繰入金により措置をしております。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（山口 真君） 議案第72号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億3,475万6,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

歳出からご説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款2総務費、目1一般管理費の賠償補償金65万5,000円は、台風20号の影響により、町設置の看板飛散による物損事故1件、及び台風21号の影響により、町有施設内の倒木による物損事故2件に係る損害賠償金でございませう。

財源としまして、賠償補償保険金を同額、歳入で計上してございませう。

次に、款10教育費、項2小学校費及び項3中学校費、目1学校管理費の工事請負費113万4,000円及び48万6,000円は、各小中学校の防犯システムを補完するため、防犯カメラを設置する経費でございませう。1個当たり16万2,000円で、合わせて10個分の合計162万円でございます。

財源につきましては、財政調整基金繰入金を同額、歳入で計上してございませう。

以上、議案第72号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより第1審議を行います。

質疑を許可します。質疑ありませんか。

ないようですから、これで議案第72号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時42分 休憩）

(午前10時42分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。討論を行い、採決します。

それでは、議案第72号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算について、自由討議の提案ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですので、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより、議案第72号、平成30年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(江守 勲君) 起立全員です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第73号 損害賠償の額を定めることについて～

～日程第6 議案第74号 損害賠償の額を定めることについて～

～日程第7 議案第75号 損害賠償の額を定めることについて～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、議案第73号、損害賠償の額を定めることについてから日程第7、議案第75号、損害賠償の額を定めることについての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長(河合永充君) ただいま上程いただきました議案第73号、損害賠償の額を

定めることについてから議案第75号、損害賠償の額を定めることについてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

町設置物による物損事故、町有地における物損事故について損害賠償の額を定めるに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） 補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山田孝明君） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いします。

議案第73号、損害賠償の額を定めることについて。

まず、町設置物による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故発生日は、平成30年8月24日。事故発生場所、永平寺町鳴鹿山鹿第4号1番地1、個人所有車庫内。事故の概要としましては、町が設置した山火事防止看板が、取りつけた番線の経年劣化により弱くなっていたため、台風による強風で飛ばされ車庫内の車に当たり、フロントボンネットが破損したものであります。事故の種別としましては、物損事故。損害賠償の額としまして、6万9,347円であります。

続いて、議案第74号、損害賠償の額を定めることについて。

11ページをお願いします。

町有地における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法96条第1項13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故発生日は、平成30年9月4日。事故発生場所、永平寺町松岡吉野塚第61号10番地1、松岡中学校敷地内であります。事故の概要としましては、松岡中学校への来訪者が駐車場に自家用車を駐車した際に、台風による町有敷地内での倒木により車のフロントガラス等が破損したものです。事故の種別としては、物損事故。損害賠償の額としましては、金32万3,692円。

次に、12ページをお願いします。

議案第75号、損害賠償の額を定めることについて。

これも同じく町有地における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

事故発生日は、74号と同じ平成30年9月4日。事故発生場所、永平寺町松岡吉野塚第61号10番地1、松岡中学校敷地内です。事故の概要としましては、松岡中学校在籍の教諭が駐車場に自家用車を駐車した際に、台風による町有敷地内での倒木により車のフロントバンパー等が破損しました。事故の種別としまして、物損事故。損害賠償の額は、金26万1,047円であります。

この3件につきましては、損害賠償の額の割合ですけれども、10割、100%損害賠償の保険のほうから、該当するということとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 補正予算には賛成しましたので、別に反対するという意味で聞いているわけではございません。ただ、内容についてちょっと。

台風が非常にひどいときですけど、たしか台風は午後の遅い時間からということで、子どもたちはみんな帰らせるということになっていたと思います。ほんでたしか職場も不要不急の人は、町の災害対策本部とかそれに関連する人たちは別ですけれども、そういう人たちには早く帰れという指示が、職場でも早く帰るよという指示が全県下で出たんでなかったですかね。それが一つと。

そういうときに、やっぱり来客も来るんですかね。そんなのがちょっと、起こった時間も書いてないんで、その辺がちょっとわからないんですけど。発生の日は書いてあるんですけど、時間なんかね、もしわかれば。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） まず時間ですが、午後の4時半ごろでございました。

この日につきましては台風でしたので、学校としましては休校でございましたので、生徒さんはおられません。ただし、生徒さんは来ないんですけど、職員につきましては勤務日でございますので出勤の義務がございます。ただしがあって、台風が接近してくるということで、いわゆる早く帰りなさいということで帰った

先生もおられますけど、全員が全員帰ったわけではございませんというところがございます。

来訪者につきましては、たまたまと言うとちょっと失礼なんですけど、国体関係の打ち合わせの関係で松岡中学校の先生と打ち合わせに来られたというところがございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっと僕が心配してるのは、例えば豪雪のとき、どうしても仕事に行かなあかんという人がやっぱりいるんですね。そういう人たちが、ちょっと雪が緩んだときに、もう道のあちこちでスタックしているわけですね。特に余りあいてないときにそういうことがありました。

行政も含めて、なるべく出て歩かないように、交通混乱を防ぐためにも、身の安全のためにも出て歩かないようにということを奨励しているときに、やっぱり、例えば早く帰るようにという指示が出たときに、どういう人たちはどうするかということが決まっている中での問題かと。不要不急の人は出て歩かない、早く退庁する、帰るというのが普通やと思うんですね。そのこととの関係で言うと問題はなかったのかという検証なんかはされているのか、してきたのか、そこがちょっと大事なんでないかなと思うんで、質問したんですが。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、台風が何度か来てまして、マスコミ等でも今回の台風は大きいよとか、被害が大規模と予想されるという場合は、事前に防災無線を通じまして、大きな台風が予想されますので、準備をされる方はまず風が吹く前に、また出ないようにという放送はさせていただいております。

役場の職員につきましては、どちらかという皆さんを守るほうの立場になりますので、そういったときは、やはり地震、全て災害についてはどういうふうな配置につくかというのは訓練等でしておりますので、職員につきましては勤務しますが、一度、学校も早目早目に休校を決定していってますので、教育委員会と校長会を通じて、そういった場合の先生の対応、そういったことは話ししてもらおう。また、役場としても、調理員さんとかいろいろなそういう職員さんもいますので、そういった人たちが休校になった場合とか施設を休む場合はどういうふうな対応をするかという決め事をやはりしてしっかりしていかなければいけないなということを今ご提案いただきましたので、しっかりしていきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかに。

室教育長。

○教育長（室 秀典君） ことしから、生活安全室と連携を密にしまして、その後、細かな情報を学校にその都度配信するというので、今、課長のほうから答弁させてもらいましたように、とにかく台風というのはスピードがいろいろありますので、急に来たり早目に来たりとかいうことがありますので、できるだけ職員も事故に遭わないように早目に帰るといふような対応を下さいということを学校のほうにはその都度配信してますので。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今回の台風などについても、町は早目の避難準備情報を出していて、町長の話では、地震というんかね、町民のいろんな被害の状況の中で身に及ぶ危害なんかが、被害なんかがあると困るから早目に出したほうがいいと。空振りでもいい、そういう姿勢は貫いていきたいということで、行政の対応ははっきりしてきている。そのために職員は大変な状況になってるというのはよく知ってますけど。

ただ、そういうことも含めて1回また点検することも、被害の時間に打ち合わせを入れるとか、あった時間帯に入れていたというのは、やっぱり僕はちょっと考えるべき点があるんでないかなということも含めてね、ぜひどこかで論議していただければと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第73号、損害賠償の額を定めることについてから日程第7、議案第75号、損害賠償の額を定めることについてまでの3件を一括採決します。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

したがって、原案のとおり承認することに決しました。

～日程第8 閉会中の継続調査の申出～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第8、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決しました。

暫時休憩します。

(午前10時56分 休憩)

---

(午前10時56分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

議員各位には、去る8月20日開会以来67日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも議会運営につきましても、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げます。

なお、理事者におかれましては、会期中その都度指摘されました諸点について十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。平成30年第4回永平寺町議

会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、8月20日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました各会計の決算認定や補正予算を初めとする重要案件、人権擁護委員候補者の推薦など慎重にご審議いただき、またご決議を賜り、まことにありがとうございました。

また、決算の審議の中でご指摘をいただいた項目については、しっかりと受けとめ、これからの行政運営につなげていきたいというふうに思っております。

さて、去る9月13日のハンドボール競技を皮切りに始まった永平寺町での福井しあわせ元気国体・元気大会は、無事、滞りなく終了することができました。会場内の至るところで「選手団、応援団の皆さんと触れ合いを持つことができ、とてもよかった」とのお声をいただいております。さらに、国体期間中、競技会場や沿道で展開された花いっぱい運動は、ボランティアの皆さんによる花の会設立につながっているところです。町といたしましても、このような国体開催を機につながったきずな、培った経験、ボランティア活動をまちづくりに生かしていきたいと考えております。

先週土曜日の20日には、道の駅「禅の里」で永平寺町秋浪漫が開催されました。今回は、一昨年の永平寺口駅前、昨年の松岡駅前に続いて3回目の開催となり、多くの皆様に参加いただける催しとなりました。この催しの目的は、地元で活動する団体、企業はもちろんのこと、人、地域、団体がつながるにぎわいのある交流を図ることとなっています。さらに、開催会場を持ち回りにすることで、町民の地域間交流が深まるイベントとなるよう工夫をしており、今後も団体間、地域間の交流が深まるよう応援をしていきたいと考えております。

また、10月17日から20日までオランダ・ハーグで開催されましたOne Young Worldサミット、通称青年ダボス会議に永平寺町エボリューション大使のカンザダあみるさんが参加し、禅ITを世界に発信いたしました。世界各国から集まった参加者からの反響も大きく、今後の禅ブランドの確立につながるものと期待しているところです。

さて、来月、11月20日には、四季の森文化館にて、経済産業省・国土交通省・ラストマイル自動走行等社会実装連携会議を開催いたします。この会議は、

日本各地から自動走行に関係のある省庁、自治体、企業、研究機関が一堂に会する国主催の会議で、地方開催は初となります。司会進行は、エボリューション大使で世界的にも有名なモータージャーナリストの桃田健史さんが務め、最先端の技術をどう地域に生かしていくかを検討いたします。議員各位におかれましてはぜひご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

今週日曜日、28日には、花谷地区、谷口地区、光明寺地区といった複数の自治会と団体、小学校が共同し、地元の歴史資源を活用したイベントを開催いたします。ほかにも最近、自治会、地区振興会から、これからのまちづくり、地域おこしに関して積極的、建設的な提案をお聞きすることが多くなりました。このように、町内でのさまざまなイベント、きっかけをもとにして、人、地域、団体、資源がつながることで地域力の向上を目指し、町民の皆様が主役となって活躍できる永平寺町を実現していきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

結びとなりましたが、議員の皆様におかれましては、涼しさが日に日に増してくる季節ではございますが、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前11時03分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員